

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊

税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

社会保険適用拡大の流れについて

平成24年8月、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、平成28年10月から短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が拡大されることになりました。

現在、短時間労働者の社会保険の適用は、同種の業務を行う労働者の労働日数と労働時間と比較して、以下の要件にいずれも該当すると認められた場合に、対象となります。

【現在の短時間労働者の適用要件】

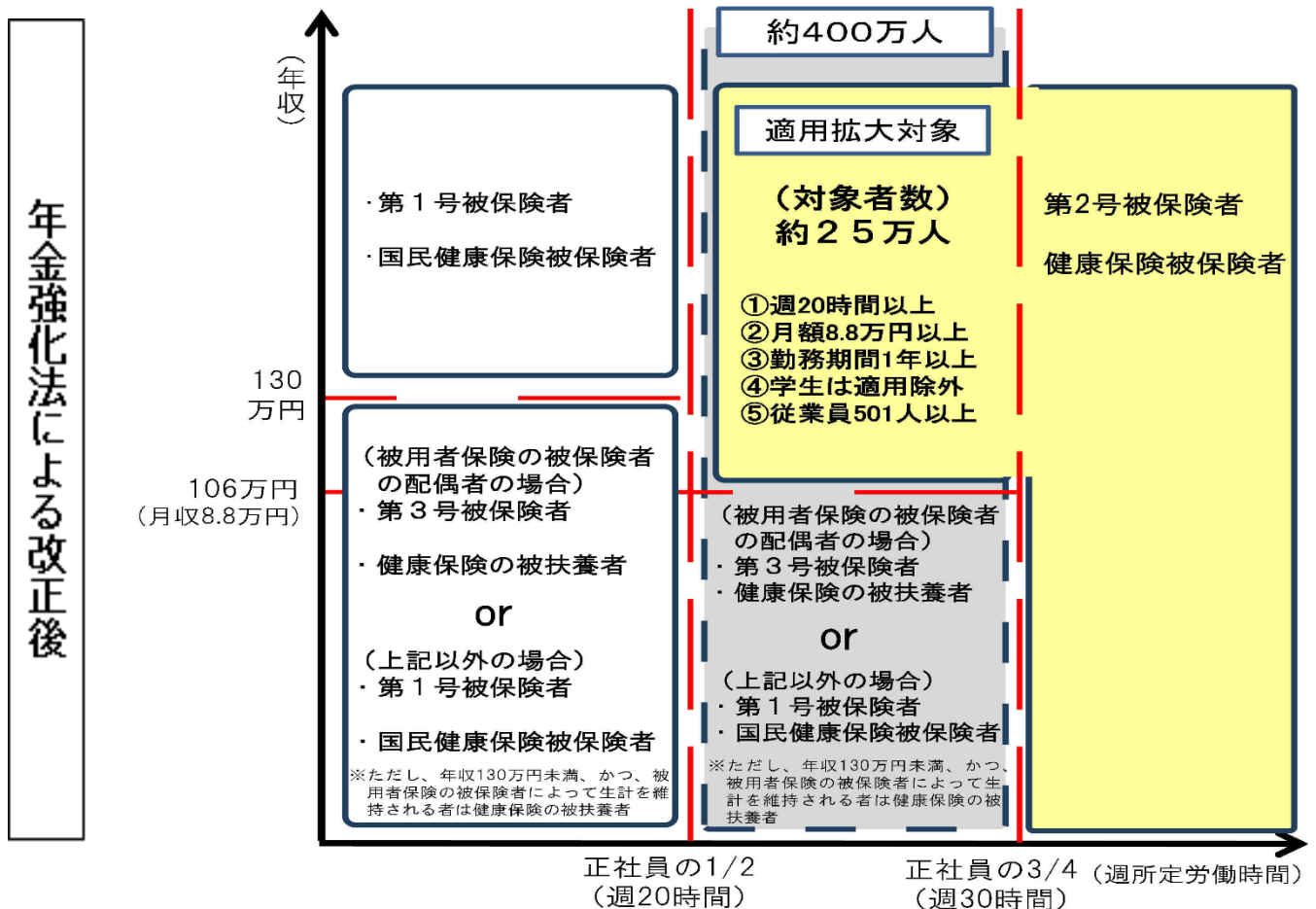
- ① 1日または1週間の所定労働時間が一般社員の4分の3以上の方
- ② 1ヵ月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上の方

これが、平成28年10月から以下の要件を満たした短時間労働者についても社会保険の適用対象となり、約25万人の加入者増が予測されています。

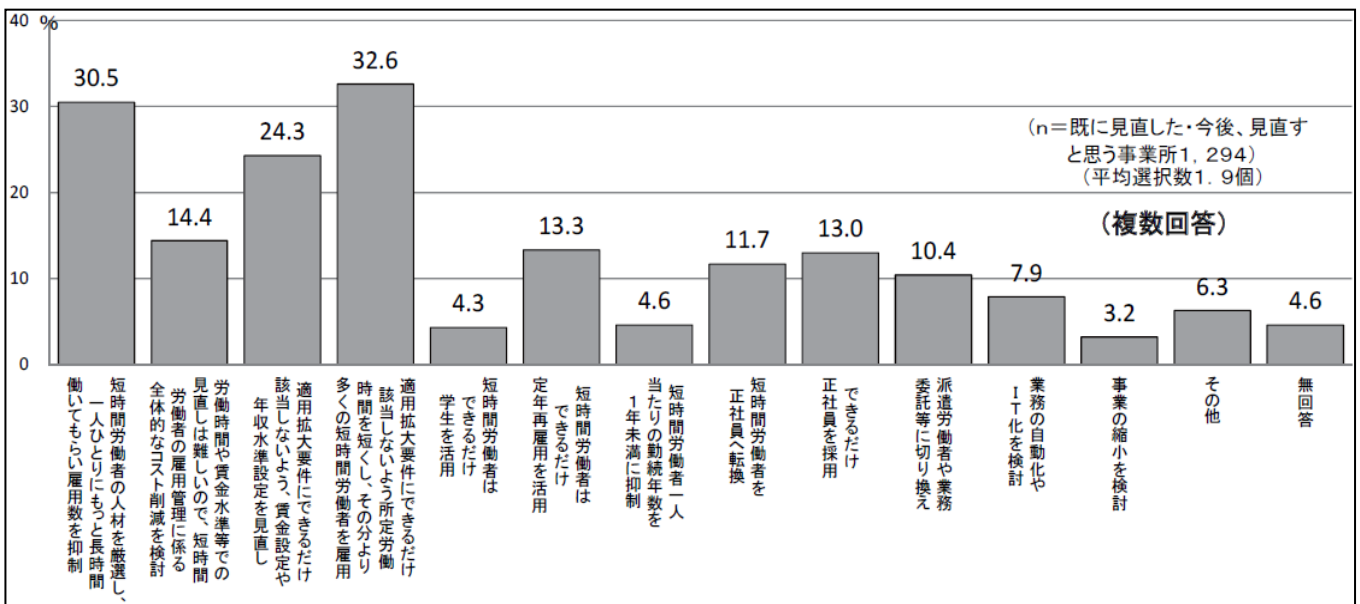
【平成28年10月からの短時間労働者の適用要件】

- ① 週の所定労働時間が20時間以上の方
- ② 賃金が月額8.8万円（年収106万円）以上の方
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれる方

※学生は適用対象外です ※規模501人以上の企業が強制適用対象となります



それでは、短時間労働者は今回の改正をどのように考えているのでしょうか？独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った調査によると、短時間労働者が社会保険の適用要件に該当することになった場合、社会保険の加入を「希望する」と答えた割合が 26.5%なのに対し、「希望しない」と答えた割合が 72.0%という結果が出ています。また、「社会保険の適用基準が拡大された場合に現在の働き方を変更するか」という質問に対しては、61.8%の短時間労働者が「変えると思う」と回答しており、短時間労働者を多く雇う事業所にとっては雇用の在り方について考え直す必要があると言えます。しかしながら、上記の調査において短時間労働者を雇用している、または今後雇用する可能性があるという回答した事業所を対象に、雇用のあり方や雇用管理を見直すか聞いたところ、「今後、見直す」「特に何もしない」という企業が 9 割を占めており、社会保険の適用拡大に対する具体的な対応はまだなされていないというのが現状です。



(資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」)

社会保険の適用拡大は先のことであり、「501人以上の企業」と対象は大企業に絞られていますが、政府は施行後 3 年を目処として、「この法律の施行の状況を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と示しています。「多様な働き方」という考え方がクローズアップされている昨今ですが、この改正を機会に社会保険の加入要件に関わらず、短時間労働者の希望を受け止めながら、より労働者が生き生きと働ける環境の醸成について改めて考えてみてはいかがでしょうか。



今年も桜の季節がやってきました。満開の桜の下を通るときほんのわずかですが桜の香りがします。毎年今年こそは桜の名所に行きたいとは思いますがいつも近所の桜見物で終わってしまいます。締め切っていた事務所のカーテンを久しぶりに開いたらベランダに可愛いお客様を発見しました。土しか入っていなかった植木鉢に飛んできたのか、鳥に運ばれてきたのか小さなサククラ草がそれも二つ咲いているではありませんか？急に嬉しくなってしまう風邪気味のからだ少し元気になりました。そうだから多摩川堤のソメイヨシノを見に行ってきます。京急線の六郷土手駅で降りて多摩川土手に出れば桜並木が迎えてくれます。今年も桜を見る事ができて感謝です。